

日病薬認定指導薬剤師の認定申請に関するQ&A（その3）

Q 1 認定申請資格4)のうち、「日本病院薬剤師会生涯研修認定薬剤師」という要件について、平成21年度までは生涯研修の単年度認定を取得していましたが、今回の震災により平成22年度の生涯研修の単年度認定を受けることができませんでした。
この場合でも、認定申請を行うことは可能でしょうか。

A 1 日本病院薬剤師会生涯研修認定薬剤師は、最新取得年度（第12期以降の申請は平成22年度）のもののみが有効となっておりますが、東日本大震災に伴う日病薬生涯研修認定制度の特別措置（平成23年4月26日付日病薬発第23-24号通知参照）の対象者の方は、「特別措置の対象」と記載し、昨年度（平成21年度）の認定証を添付して、申請してください。

Q 2 認定申請資格3)にある「病院における実務経験が申請時点において継続して3年以上であること」という要件について、今回の震災により勤務中断がある場合、連続性についてはどの程度まで許容されるのでしょうか。

A 2 病院における実務経験が「今回の震災による勤務中断期間を除き、通算して3年間を満たす」場合には、様式2「病院における実務経験等の証明書」の「その他、特記すべき事項」の欄に中断した期間とその理由を記して申請してください。薬学教育委員会で個別に審査いたします。